

2025 年 9 月 2 日

録音日：2024 年 11 月 1 日

場所：蘭越町役場会議室

反訳者：野村一也

00:00:00 K 弁護士

そういった法律的な部分に関して代理人が入った方がスムーズであろうというところで、「法的な整理」という表現を用いています。

00:00:12 野村

何法？あなたが言っている「法」というのは、民法、刑法、刑事訴訟法、何の法律ですか…

00:00:21 K 弁護士

情報公開条例とかでしょう。

00:00:23 野村

え？

00:00:24 K 弁護士

情報公開条例とかでしょう。

00:00:26 野村

情報公開条例？ 情報公開条例に書いてあるのは、ちょっと読み上げます。「町が保有する情報を町民の共有の財産…」。長いので第 1 条を短く。

「この条例は、町が保有する公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供の推進に関し必要な事項を定めることにより、開かれた町政を推進し、町民主体の調整の発展に寄与することを目的とする。」

これは町民の開示請求権を定めているものです。私は条例に基づく開示請求権を行使しようとしているんです。その権利に、あなたが割って入る根拠条文はどれですか？

00:01:21 K 弁護士

情報公開条例には、割って入る根拠は規定されていません。

00:01:26 野村

あなたは「法的に整理」ということを、何を根拠に、何を背景に、そういう権利があると主張しているのですか？

00:01:33 K 弁護士

「整理すべきものが法的なもの」という意味ですよ、その文章の内容は…

00:01:39 野村

え？

00:01:39 K 弁護士

「整理すべきものが法的なもの」と言ったら、その法的なものとは何なのか…

00:01:43 野村

よく分からない。僕は明確に条例に基づく開示請求権を行使しようとしている。あなたは「法的整理」と言っているけど、条例の中に定義はありません。あなたが間に割って入ろうとする法的根拠は何ですか？

00:02:16 K 弁護士

まず、間に入って妨げる要素はありません。

00:02:20 野村

ないでしょう。だから、僕が認めなければあなたを相手にする必要もないし、蘭越町が「弁護士だから」と拒絶する理由にはならない。

00:02:34 K 弁護士

代理人が窓口として入るからといって、情報公開条例に基づく請求は受け付けます。私は蘭越町に「こういう請求が来ました」と伝達し、蘭越町で開示決定や一部開示を行います。つまり間に入ることによって、野村さんの権利は妨げられていません。

00:03:12 野村

ずれています。あなたが割って入るメリットではなく、割って入る法的根拠を聞いているのです。

00:03:24 K 弁護士

先ほど「妨げる」と言われたので「妨げない」と説明しました。次に法的根拠を説明します。

00:03:33 野村

妨げていますよ。蘭越の職員は「弁護士に頼んだから野村さんとは話を拒絶します」と言っている。明確に。渡辺さん、あなたも電話で「拒絶する」と言いましたよね。

00:04:11 渡辺（前総務課長、現教育長）

言いましたね。

00:04:12 野村

「拒絶する」とは、委任契約を背景に、同意なく拒絶できると思い込んでいることです。職員は弁護士じゃないから、当然あなたと打ち合わせする中で「こういうふうによればいい」と言われたのでしょう。僕が問題視しているのは「変わる窓口となって対応することになりました」という決定事項のような表現です。弁護士は言葉の専門家だからこそ、基本的人権を擁護する立場として、誠実に選択すべきです。ところが曖昧な言葉を使い、第三者的立場のように振る舞うのは誤りです。最近「弁護士だ」と拒絶する職員が増えています。本来は「ご遠慮ください」と依頼の形で書くべきですが、決定事項であるかのような表現を使っている。これは大きな問題です。あなたの真意を教えてください。

00:07:36 K 弁護士

野村さんとお話しする窓口になりました。これは委任契約に基づいた決定事項です。

00:07:44 野村

蘭越町から依頼を受けたということですか？

00:07:55 K 弁護士

依頼を受けて、野村さんとの情報公開請求の窓口を任されました。そのため決定事項としてお伝えしました。

00:08:13 野村

蘭越町との契約はしていても、その効力は僕には及ばないでしょう。あなたは僕にまで効力が及ぶかのように書いている。説明してください。

00:08:25 K 弁護士

「法的効果が生じない」ということと「決定事項であるか」は別次元の話です。「窓口として対応する」というのは決定事項で間違いありません。

00:08:48 野村

何が決定事項？

00:08:49 K 弁護士

委任を受けて、蘭越町を介さず我々弁護士事務所が野村さんとやり取りするというのは決定事項です。

00:09:22 野村

僕が聞いているのは、それが僕に及ぶかどうかです。及ばない。

00:09:26 K 弁護士

「決定事項かどうか」と「影響が及ぶか」は別です。

00:09:34 野村

あなたはヌラリクラリと書き方をしている。これはスラップ訴訟の一種だと思っています。スラップ訴訟とは、勝てないのに訴訟を起こし、相手に負担をかけて引かせる行為です。私は弁護士が、決定事項であるかのように第三者に介入し、金銭を請求するやり方に大きな問題を感じています。弁護士は本来「ご遠慮ください」と表現すべきで、断定的に決定事項だと

書くのは誤りです。

00:12:39 K 弁護士

別件の依頼者のことについては守秘義務があり、話せません。

00:12:48 野村

言わなくていい。僕が問題視しているのは、弁護士が素人に対して「裁判だ」「金を払え」と威圧するやり方です。証拠の有無だけで進められ、当事者の弁論機会が奪われる。これはスラップ訴訟を背景にした威圧です。本当に問題です。あなた方は恒常的にこういうことをやっている。僕はあなたを認めない。蘭越町に助言するのは自由だが、僕に直接言うのは止めてください。僕の開示請求権を阻害する権利はありません。

00:14:44 K 弁護士

野村さんが同意されなくても、私は野村さんとお話しする権限があります。

00:14:51 野村

何に基づいて？

00:14:54 K 弁護士

席を移動する必要もありません。

00:14:57 野村

あなたは弁護士でしょう。僕は条例の第1条に基づいて権利を行使している。あなたは何の法律に基づいてそこにいるのですか？

00:15:12 K 弁護士

委任契約です。

00:15:13 野村

委任契約は第三者に及びません。僕は認めていません。

00:15:16 K 弁護士

及びます。

00:15:18 野村

及ばない。どこに書いてあるのですか？何条ですか？

00:15:26 K 弁護士

民法…

00:15:27 野村

及ばない。絶対に及ばない。

00:15:31 K 弁護士

任意契約で委任を受けた人は、委任内容について行動できます。今回であれば野村さんと…

00:15:47 野村

待って。僕は第三者に限定して聞いている。他は止めて。法的根拠を示してください。

00:16:04 K 弁護士

第三者に及ぶというのは、委任契約の効果からそうなるんです。

00:16:09 野村

ならない。根拠がない。

00:16:13 K 弁護士

委任契約で第三者に効力が及ぶ前提で…

00:16:20 野村

なんで「及ぶ前提」なんですか？僕は「及ばない」と主張しているのに。

00:16:24 K 弁護士

野村さん、話を聞いてください。

00:16:26 野村

前提がずれています。「及ばない」と主張している相手に、根拠も示さず「及ぶ前提」で話を進めるのはおかしい。窓を開けましょう。

00:16:46 福岡

一応エアコンが動いているので大丈夫です。

00:16:51 野村

2時間も同じ話をしました。僕は「ずれている」「ピンポイントで答えて」と何度も言いましたが、あなたは広げて関係ない話をして、結局答えない。

00:17:40 K 弁護士

法律的に「これはどうなんだろう」という話です。

00:17:45 野村

あなたの話は枝葉が多すぎる。冗長すぎる。もっと簡潔に言ってください。「法的」の「法」とは何法かと聞いているんです。一言で答えられるはずです。

00:18:08 K 弁護士

いろいろな法律です。

00:18:09 野村

では何法と何法？

00:18:11 K 弁護士

話の内容によって…

00:18:13 野村

ほら、答えられない。グダグダにして分からなくする。もう結構です。そこにいてもいいから黙っていてください。

00:18:25 K 弁護士

必要なのは、公文書管理法や情報公開条例、町政に関する法律などです。

00:18:36 野村

公文書管理法が適用されるんですか？

00:18:40 K 弁護士

話題の中でそういう法律の話になることはあります。

00:18:44 野村

違う。あなたが持ち出したんです、公文書管理法を。

00:18:46 K 弁護士

そういう話になったことはあります。

00:18:49 野村

あなたがどの程度知っているか試しています。公文書管理法は蘭越町のケースでどこまで適用されますか？

00:19:59 K 弁護士

あるのかないのか、よく分かっていません。

00:20:04 野村

ありません。蘭越町には公文書管理規定がない。全国 1 7 4 1 自治体のうち 1 7 3 3 が制定しているのに、蘭越町は残り 1 %に入っている。だから職員が「雑談は記録しない」と平気で言う。これが問題なんです。

00:21:35 K 弁護士

そういう話題が職員さんから…

00:21:38 野村

私は法律を求めている。あなたは分からないまま適当なことを言っている。蘭越町に公文書管理規定はない。

00:21:51 K 弁護士

無ければ…野村さんは「あるべきだ」という考えですよ？

00:21:56 野村

関係ない。僕の考えではなく、あなたがどういう法的根拠に基づいているのかを聞いているんです。やっぱり無理だ。あなたは体裁を保つために必死だから、話が噛み合わない。もういい。説明できませんね。